

稔台市民センター 指定管理者候補者審査委員会 議事録（第1回）

1. 日時

平成27年10月30日 18時00分～18時45分

2. 場所

松戸市役所 新館9階 会議室

3. 出席者

〈審査委員〉

委員長 石川 久氏（学識経験者） 副委員長 平林 大介市民部長（市職員）、

委員 飯田 末男氏（関係団体） 委員 八嶋 正典氏（関係団体）、

委員 行政経営課長（市職員） 委員 市民自治課長（市職員）

〈事務局〉

市民部 市民自治課 花嶋主査、吉川主任主事、浅井主事

4. 次第

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) 配布資料について
- (3) 審査シートについて
- (4) その他

5. 配布資料

- (1) 松戸市指定管理者候補者審査委員会名簿
- (2) 利害関係確認書
- (3) 松戸市市民センター指定管理者指定申請書
- (4) 審査シート及び参考資料①②
- (5) スケジュール
- (6) 松戸市指定管理者の手續等に関する条例
- (7) 松戸市指定管理者の手續等に関する条例施行規則
- (8) 管理運営に関する収支予算書（平成27年度）

6. 議事概要

- (1) 委員長及び副委員長の選任について

〈事務局説明〉

- ・松戸市指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、委

員長及び副委員長各1名を、委員の互選により決めることとなっております。
まず、委員長につきましてどなたか立候補又はご推薦をお願いいたします。

〈委員からの主な意見等〉

- ・委員長には、石川委員が審査委員2度目となるので適任ではないでしょうか。

事務局) 石川委員を委員長にとのご推薦がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

〈委員からの主な意見等〉

- ・異議なし

事務局) では、石川委員が委員長に選出されました。

〈委員長説明〉

- ・引き続きまして、副委員長の選出についてですが、どなたか立候補又はご推薦をお願いします。

(推薦がなかったので)

〈委員長説明〉

- ・副委員長としては、市の職員の中から、市民部長である平林委員に副委員長をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

〈委員からの主な意見等〉

- ・異議なし

(委員長説明)

- ・副委員長は、市民部長が選出されました。

(2) 配布資料について

〈委員長説明〉

- ・事務局から説明をお願いします。

事務局) 配布資料(1)～(8)について説明。

(2) 利害関係確認書の記入及び回収

(委員長説明)

- ・今の事務局からの説明に対し、質問がありましたらお願いします。

委員) 稔台市民センターの現状等について、申請団体に対しての質問があるのですが、今後質疑の時間などはあるのでしょうか。

事務局) 第2回目の議題として、申請団体に対する質疑を予定しております。

(3) 審査シートについて

〈委員長説明〉

- ・事務局から説明をお願いします。

事務局) 配布資料(4) 審査シートをご覧ください。表の一番左の列に記載の選定基準は、条例及び規則にありまして、それを転記したものです。その基準を具体的に落とし込んだものが細目となります。

実際の採点の方法ですが、細目の内容について、資料4-①の一番右の列、提案概要と資料3の該当部分をお読みいただきまして、審査シートの評価基準の0～3のどこに該当するかを判断し、点数を付けていただくこととなります。

評価基準の4段階は、項目ごとによって変わってきますが、基本的な考え方を申し上げますと、その項目について、「その必要性を認識していない」が0点、次に「必要性は認識しているものの具体的な提案までには至っていない」が1点、次に「事業内容が示されていて、ある程度の効果または実現が期待できる」が2点、一番点数が高いのは「事業内容が示され、よりよい高い効果や実現が期待できる」が3点となります。

次に「最低基準」ですが、シート裏面の一番下をご覧ください。

「細目配点の合計が32点未満の場合、審査委員会において協議し、失格とすることが適当であるか否かを判断する」こととしたいと考えております。

これは、基本的には、指定管理者の申請者として提案してくる以上、上から3番目の「必要性は認識しているものの具体的な提案までには至っていない」という1点を超えて、上から2番目の「事業内容が示されていて、ある程度の効果や実現が期待できる」の2点以上で提案をしていくという前提に立っています。

もちろん、項目によっては、1点という評価も出てくると思います。しかし、全体としては、上から2番目の2点の累計である、32点を、最低基準とさせていただきたいと

思っております。

最後に、細目と評価基準についてですが、細目N o 1 0「経営上の安定性はどうか」をご覧ください。事務局からの提案といたしまして、今回は申請者が一般企業ではなく町会ですので、客観的に経営状況を判断することは難しいと考えております。従いまして、この細目の取り扱いについて、皆様でご審議いただければと思っております。

委員)「稔台連合町会」母体の方の収支決算額などがわかる資料を提供していただければ判断もできるかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局)では、補足資料として、次回までに稔台連合町会の総会資料を用意いたします。

委員)細目N o 1の評価基準の2点と1点の欄に「-」とあるのですが、これはどういった評価になるのでしょうか。

事務局)その項目についての評価基準として、2点と1点がないという意味になります。施設の設置目的は基本となりますので、理解していれば3点、理解していなければ0点のどちらかでご判断いただければと思います。

(4) その他

〈委員長説明〉

- ・その他、何かありますでしょうか。

委員)評価者の委員の名前を書くことになっていますが、公表はされるのでしょうか。

事務局)各個人の点数は公表いたしません、6名全員の平均点は市のホームページにて公表いたします。

〈委員長説明〉

- ・その他、よろしいでしょうか。

〈委員からの主な意見等〉

- ・特になし

〈委員長説明〉

以上で、第1回松戸市指定管理者候補者審査委員会を終了いたします。